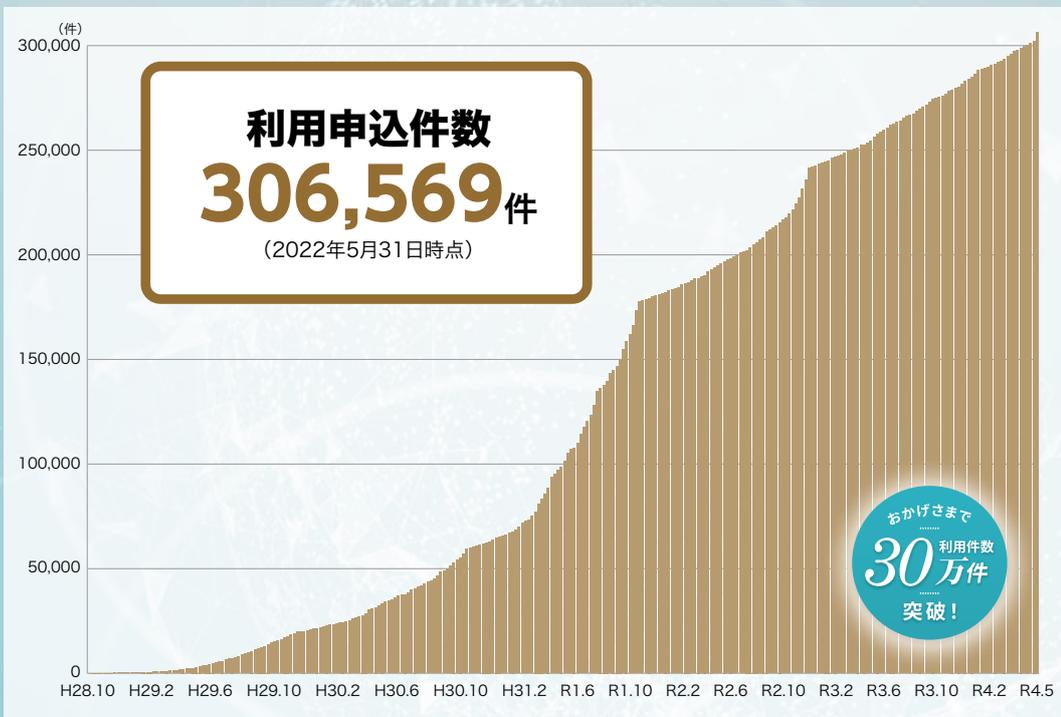




TKCモニタリング情報サービス通信

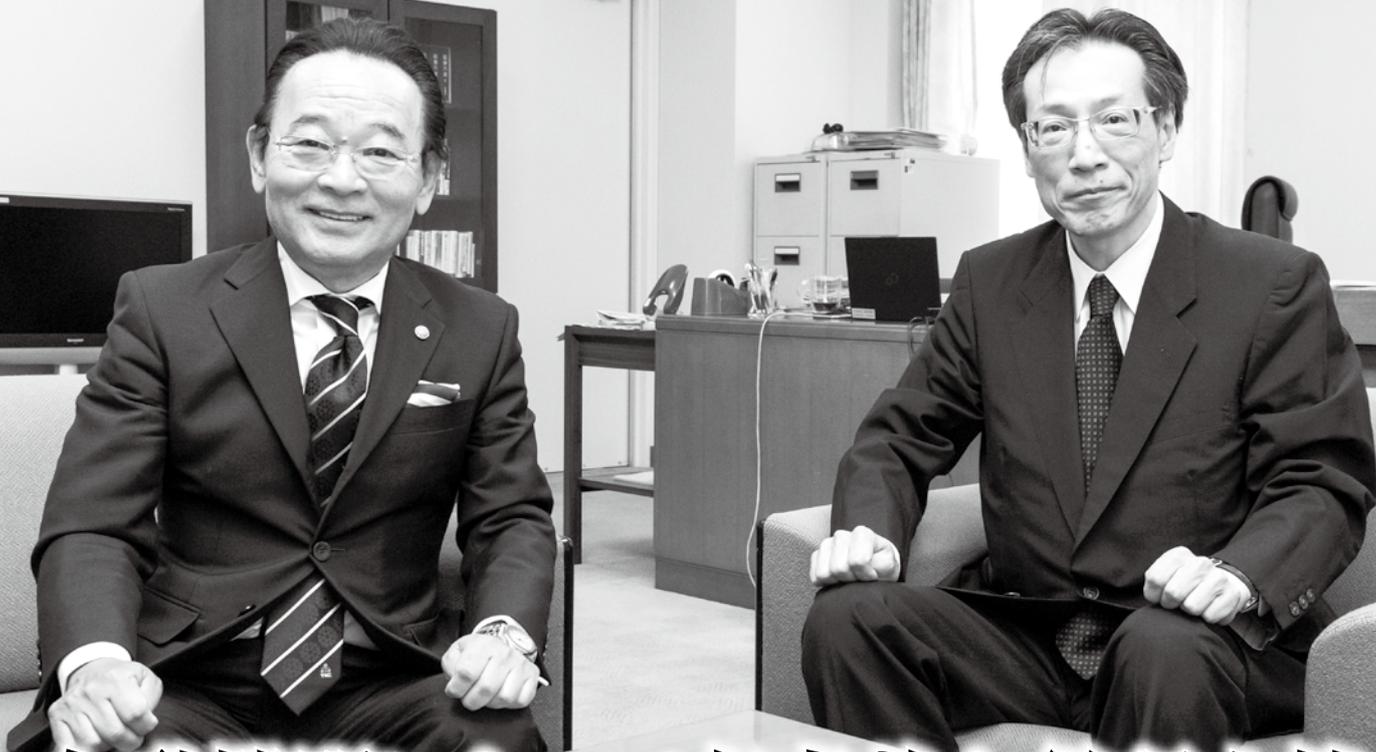
金融機関と税理士の連携による「ポストコロナ事業」の実践が期待されています

「TKCモニタリング情報サービス」決算書等提供サービス利用状況(個人事業者を含む)



Vol.51

- 金融機関にとって有意義な税理士等と連携した「ポストコロナ事業」の実践
- 税理士は金融機関における事業性評価のパートナー
- 金融機関・税理士との三位一体で建設現場のあらゆるシーンを全力サポート
- 金融機関アンケート結果



金融機関にとって有意義な税理士等 と連携した「ポストコロナ事業」の実践

坂本孝司
TKC全国会会長

栗田照久
金融庁監督局長

金融庁の栗田照久監督局長とTKC全国会坂本孝司会長との対談では、コロナ禍を乗り越え力強い経済回復を後押しするための中小企業金融政策として、資金繰り支援や経営改善・事業再生・事業転換支援とともに、原油などの資源高を踏まえた「コロナ+a」の対応が必要になると語られた。また認定支援機関である金融機関や税理士等が連携して中小企業の経営改善支援に取り組む地域ごとの「事業者支援態勢」構築や、4月に見直しが行われた「ポストコロナ持続的発展計画事業」活用の重要性も指摘された。

■進行：本誌副編集長 内菌寛仁

■とき：令和4年5月11日(水) ■ところ：金融庁監督局長室

photo：山崎裕一

中小企業の過剰債務問題や 事業の再生・転換支援が喫緊の課題

——本日は公務ご多忙のなか対談の時間を設けていただき、ありがとうございます。栗田局長は京都大学法学部から大蔵省（現財務省）へ進まれたわけですが、その理由からお聞かせいただけますか。

栗田 特別な理由があったわけではなく、若かったせいか営利企業に入ってもうけることにぴんと来ないところがあったのです。公益に資するような仕事をしたという気持ちがありました。ただ、大学で会社法を専攻していたので、マクロ経済、経済全体を見られる役所として、経済官庁に興味がありました。

——ご経歴を拝見すると入省後は総務企画局総務課長、監督局参事官等を歴任されていますが、特に印象に残っている出来事などはありますか。

栗田 もともと私は企画畑が長く、主に法律の作成に携わっていました。そのあとの多くは監督局で仕事をし、その間官房や企業開示課長なども務めました。それぞれの仕事に思い入れがあります。

——2018年から監督局長をお務め

ですが、現在、特に重点的に取り組まれていることをお聞かせください。

栗田 最重要課題はやはりコロナ対応です。昨年8月に公表した「2021事務年度金融行政方針」においても重点課題の最初に「コロナを乗り越え、力強い経済回復を後押しする」と掲げています。コロナ対応として、最初の1年目は資金繰り支援が最大のテーマでした。それは今でも続いています。現在3年目を迎えてより大きな課題は、過剰債務となっている中小企業がかなり増えてきていることです。

また、過剰債務には至っていないもののコロナ禍となり従来の仕事の仕方を継続することが困難になっている中小企業も多く、そういう企業には経営改善支援や事業再生支援、事業転換支援などが必要となります。今後、こうした取り組みが大きなウエートを占めてくると思います。

さらに原油高、その他の資源高が追い打ちとなり、中小企業はかなり苦しい状況です。我々も、「コロナ+α」の対応が必要になると認識しています。

坂本 コロナだけでなくウクライナ情勢等の影響により中小企業の経営環境は

厳しさを増し、中小企業金融政策もより複合的なものとなってきていますね。

税理士と連携した経営改善支援が可能な ポストコロナ事業は金融機関にとっても有意義

——中小企業金融政策のお話がありましたが、この4月に「ポストコロナ持続的発展計画事業（以下、ポストコロナ事業）」の制度見直しが行われました。一番のポイントは、過去にプレ405およびポストコロナ事業、405事業を利用した企業もポストコロナ事業を再度利用可能となったことです。

坂本 コロナ禍によってこれまでと外部環境が一変した以上、プレ405を活用してコロナ前に作っていた経営改善計画は見直しが必要となります。本事業が一度しか使えないのではコロナ禍を乗り越えようとする経営者を助けられないという問題意識がありました。そのことは、栗田局長も出席されていた「自民党TKC議員連盟」第2回総会（2022年2月10日）の席でも申し上げました。

今回の制度見直しを受け、我々は会を挙げて、ポストコロナ事業を活用した中小企業の経営改善支援に全力を注いでいこう

と決意しています。405事業は金融支援ですが、ポストコロナ事業はいわば企業が肺炎など重症化する前に対処するものです。同じ認定支援機関（認定経営革新等支援機関）である地域金融機関にも本事業についてしっかりと認識いただき、共に中小企業のために取り組んでほしいと思っています。

栗田 おっしゃる通りで、経営支援は状況がより悪化する前に取り組むことが大切です。そういう意味で、ポストコロナという税理士の方々など専門家、認定支援機関が、経営改善計画策定など早期の経営改善の取り組みを促進し、地域中小企業を支援する制度は、金融機関にとっても非常に有意義です。

地域金融機関は現在、事業性評価に力を注いでいますが、ノウハウが必要な経営改善支援業務を行える人材はどうしても不足しがちなところがあります。その点からも税理士の方々など専門家の力を活用できるのは大変ありがたいことです。ぜひ地域金融機関には、コロナ禍に苦しむ地域中小企業のために、税理士や商工会議所など力を合わせて積極的に取り組んでほしいですね。

坂本 心強いメッセージをお聞きでき

ました。我々は使命感に燃えて取り組んでまいりたいと思います。

一点、中小企業支援に重要な役割を担っている認定支援機関制度について説明させていただきます。私は制度発足時の検討メンバーの一人として、東日本大震災後の2011年6月から経済産業省の「中小企業政策審議会企業力強化部会」の委員を務めました。その席で申し上げたのは、マクロ政策と組み合わせるミクロ政策において、日本の法人の9割に関与している税理士と、雨の日も風の日もオートバイを走らせて中小零細企業を訪れている地域金融機関の2者を国がうまく活用すべきということでした。

また私はその頃、金融庁と中小企業庁が共同事務局で運営されていた「中小企業の会計に関する検討会」の委員も務めていました。そこでは「会計で会社を強くする」という発想で中小企業の経営に役立ち、身の丈にあった会計基準を作るべきであると申し上げました。

最終的に、2012年2月に「中小企業の会計に関する基本要領（中小会計要領）」が公表され、同年8月に認定支援機関制度が創設されました。

栗田 実は私も当時、「中小企業の会

計に関する検討会」に金融庁から企業開示課長として出席していました。その時から坂本会長や河崎（照行）先生のことを存じ上げていました。

坂本 そうでしたか。中小会計要領の成り立ちに携わられた栗田局長にあらためてお会いでき、ご縁を感じます。中小会計要領はTKC会員の関与先企業の大半が準拠するなど普及が進み、社会的インフラになりました。

栗田 中小企業経営者が活用しようと思えるように、理解しやすく、実務を考慮して作られましたね。

坂本 経営者が自社の経営状況を把握するのに役立ち、会計と税制の調和が図られた良い仕組みですし、そのとき創設された認定支援機関制度があったからこそコロナ禍という危機において経済対策の執行に貢献することもできました。

地域関係者（認定支援機関）一体となって「事業者支援態勢構築プロジェクト」推進を

——金融庁が昨年8月に公表された「2021事務年度金融行政方針」の「経営改善・事業再生・事業転換支援等の推進と態勢構築」には、地域の関係者として

■金融庁「2021事務年度 金融行政方針」（2021年8月）より抜粋

1. コロナを乗り越え、力強い経済回復を後押しする
2. 地域経済再生のための取組み

(1) 経営改善・事業再生・事業転換支援等の推進と態勢構築

ワクチン接種の進捗等により、経済活動は徐々に活性化していくことが期待されるものの、コロナの影響と売上の回復の行方は個々の事業者により様々だ。特に、資金繰り支援にとどまらない経営課題に直面する事業者に対しては、地域に根差した金融機関が中心となり、地域・業種の特長も勘案し、経営改善・事業再生・事業転換支援等の取組みを進めていくことが必要だ。

このため、地域の関係者（金融機関、信用保証協会、商工団体、地方公共団体、中小企業再生支援協議会、中小企業基盤整備機構、地域経済活性化支援機構（REVIC）、税理士等）と連携・協働し、実効性のある事業者支援態勢の構築・強化を通じて、経営改善・事業再生・事業転換支援等の取組みを一体的かつ包括的に推進していく。具体的には、財務局において、経済産業局と連携し、こうした地域の関係者と協議の上、都道府県ごとに事業者の支援に当たっての課題と対応策を関係者間で共有する「事業者支援態勢構築プロジェクト」を推進する。その際、必要に応じて支援や相談の軸となる中核機関を特定するなど、個々の事業者が適切な地域の関係者から支援を受けられる態勢となっているか確認する。

（下線は編集部）

金融機関、信用保証協会、商工団体……とあり、最後に「税理士」と明記されています（左表）。金融行政の中で税理士

という言葉が盛り込まれるのは画期的なことです。

栗田 金融行政方針に記載されている

「事業者支援態勢構築プロジェクト」は、今回の目玉の一つです。要は、中小企業支援は、中小企業のことをよく知っておられる地域の関係者と協働しない限り進展しないと思っています。地域ごとに異なる事情を踏まえ、財務局と経済産業局の連携のもと、金融機関だけでなく税理士の方々などにこのプロジェクトに入っていたいただき、普段から態勢を作っておく。それがスムーズな支援のために必要だと考えています。

その中で税理士の方々は重要な構成員と認識しています。債務免除等の話になると弁護士などに登場いただく場面もありますが、大切なのは日頃の中小企業の実態の把握ですから、中小企業経営者から最も頼りにされ、実態を最もよくご存じの税理士の方々抜きには考えられないと思っています。

坂本 中小企業活性化協議会や再生支援が得意な弁護士へおつなぎするのも、その接点を持つ税理士が協力できます。そういう意味でも我々税理士をうまく活用していただければ、ありがたいと思います。

「書面添付+中小会計要領」の活用で
決算書の信頼性確保、経営者保証解除を

栗田 もう一つ、重要な課題として捉えているのが経営者保証です。経営者保証は事業承継あるいはスタートアップの局面等で問題となっていますが、おそらく今後、事業再生の局面でも支障になることが出てくると思います。

一方で金融機関サイドが言われるように、「法人と個人のお金を一緒に経理しているような場合には、規律付けの観点からも経営者保証が必要」というのは一理あります。要は、法人と個人のお金をきっちり区別した経理が徹底されなければ経営者保証の問題の根本的な解決には至らない。この点について、日常的に中小企業に接している税理士の方々に指導いただければと期待します。

坂本 金融庁では担保・保証に過度に依存しない融資を促進する観点から「経営者保証ガイドライン」が融資慣行として浸透・定着するように金融機関にその活用を要請されていますが、法人と個人の区分経理や適時な情報開示などに活用できるものとして税理士法第33条の2による書面添付制度があります。

現在、税理士は書面添付を約30万社に実施しています。金融商品取引法監査等はおそらく3万社に満たない。書面添付は決算書を直接保証していませんが、税務申告書の保証をすることによって間接的にそれを保証しています。

アメリカは証券取引所法監査以外、任意監査も一部あるといわれていますが、実際はレビューレベルといわれています。日本の書面添付制度は、確定決算主義の仕組みから決算書の適正性を間接的に保証するものであり、中小会計要領に準拠した書面添付は国際的に十分通用するレベルと考えられます。それは、中小企業

の決算書の信頼性を確保する日本型の保証制度といえるのではないかと思います。書面添付は我々が税理士資格をかけて実施しているものであり、国税だけでなく、経営者保証の解除など中小企業金融にさらに活用されることを期待します。

——実際に、書面添付を活用して法人、個人の区分がなされたとみなし、経営者保証解除に用いている銀行もあります。

栗田 心ある金融機関は、経営者保証を積極的に取りたくないけれども、心配ではあるのです。そのときに今おっしゃった書面添付のように、よすがになるようなシステムがあると中小企業金融に寄与しますね。

坂本 T K C会員は書面添付を「税理士の4大業務（税務・会計・保証・経営助言）」の保証業務と位置付け、T K Cシステムを用いた毎月の巡回監査を経て実施しています。過去、金融庁から2011年に畑中龍太郎監督局長（肩書きは当時のちに金融庁長官）が、2018年に遠藤俊英監督局長（同）が、T K C全国役員大会の席で、「書面添付は中小企業の決算書に信頼性を与えている。さらなる実践を」とエールをおくってください、我々は大いに奮い立ちました。

今回ポストコロナ事業の制度見直しにおいて経営者保証解除に向けた利用が追加されましたが、今後、経営者保証ガイドラインが適用できる経営者であるかどうかは、問われるべき大切なテーマではないかと思えます。

税理士が帳簿書類を毎月監査した 決算書等の情報開示は大変貴重

——T K Cでは、書面添付を含め税務署へ提出した税務申告書や決算書などを金融機関がデジタルで自動的に受け取れるT K Cモニタリング情報サービス（M I S）という仕組みを開発し、2016年10月から提供開始しました。4月末で対応金融機関は474機関となり、利用件数も30万件を超えています。

坂本 決算書だけでなく月次試算表のデータも提供することができています。企業が銀行ごとに決算書を作るとのはまれに耳にしますが、M I Sであれば税務署へ提出したものと同一決算書等のデータが同時に金融機関へ送信されます。
栗田 そうした確かなデータをデジタルで入手できるのは金融機関にとってありがたいでしょうから、もっと数が増え





事業性評価の本質でもある付加価値 経営の支援に尽力してほしい

坂本 TKC全国会はいま、「巡回監査を断行し、企業の黒字決算と適正申告を支援しよう！」を運動方針に掲げ、中

小企業の付加価値経営支援に力を入れています。これまで日本で長らく続いていたコストカット経営ではなく、中小企業の付加価値を高めること（限界利益額の増大）が日本全体のGDPの底上げとなるからです。我々が今後取り組んでいく

経営改善支援においても付加価値をいかに高められるかという切り口で臨みます。また例えば書面添付に企業の付加価値の増減要因などを書き込むことで、経営者は自社のことが、金融機関は取引先のこととがよりよく分かります。

栗田 金融機関が取り組む事業性評価というのはまさにそういうことだと思えます。経費節減のみでは限界があり、中

長期的には企業の成長につながりません。トップライン（売上高）、付加価値向上を支援するのが本質的な事業性評価の意義であり、経営支援にほかならないと思います。同時に、事業性評価に基づき、担保、保証に過度に依存しない融資を推

進することなどを通じて顧客企業の付加価値向上に貢献していくことが重要だと考えています。

——最後に、TKC会員への期待をお願いいたします。

栗田 中小企業の実態を一番よく分かっている税理士の方々が、金融機関や他の認定支援機関等と協力されることで一層中身の濃い中小企業支援ができるはずで。また中小企業の経営アドバイザーにも積極的に取り組んでいただくことを期待します。それが坂本会長がおっしゃったように企業の経営改善、付加価値向上に結び付き、日本経済全体の重要な下支えにつながると思っています。

坂本 ありがとうございます。地域金融機関と連携し、またポストコロナ事業を活用して、中小企業の経営改善支援に全力を尽くしてまいります。

（構成／TKC出版 内藪寛仁・清水公一朗）

栗田照久◎くりた・てるひさ

1963年8月生まれ。京都府出身。京都大学法学部卒業後、大蔵省入省。金融庁監督局総務課監督調査室長、金融庁監督局銀行第一課長、金融庁監督局参事官などを経て、2018年より金融庁監督局長。

るとよいですね。

坂本 全国のTKCの各地域会において、金融機関トップとの対談等を通じ、その普及に努めています。

MISは、30万人の経営者の価値観を変えたのではないかと思っています。以前は銀行に情報を出すことに躊躇があった経営者が、そうではなく積極的に情報開示していこうと。経営者の発想もコペルニクス的に転換してきていることを感じますし、立派だと思います。

情報開示、コンプライアンスは企業の信用の基本と大企業ではよくいわれますが、中小企業こそそうあるべきです。情報開示こそ中小企業の生きていく道であり、MISがそういう経営者が報われる一助にもなればと思います。

◎講師 神戸大学経済経営研究所長・教授 家森信善氏

税理士は金融機関における事業性評価のパートナー

組織全体・現場レベルでの連携強化を

**金融機関による事業性評価には
正確・タイムリーな財務データが不可欠**

私は、TKC中部会では2013年に初めて講演させていただいていますが、そのころと比べて、金融機関と税理士の皆様との連携はかなり進んできています。思います。しかし同時に、社会が皆様に求めるレベルは上がり、コロナ禍などの

影響で中小企業の経営環境も厳しさを増

しています。そのような状況なので、皆様の持てる力をこれからも存分に発揮していただかないと、中小企業は生き残ることがますます難しくなっています。

地域の中小企業を支えるために、金融機関にとって税理士との連携がいかに有用なのかということは、2012年の『中小企業白書』にある中小企業へのアンケート結果がすでに示しています。外部専門家

などに対して定期的な経営相談をしているという中小企業のうち、

約7割が具体的な相談相手として「顧問税理士・会計士」を挙げて

いますが、「メインバンク」という答えは2

割にも達していませんでした。この『白書』からは、経営相談に前向きな中小企業のほうがよりよい業績を挙げているということもわかっています。2012年

の金融庁による「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」から、顧客企業のリレーション(例)における連携すべき外部専門家として、税理士が明記されるようになってきているのも、こうした背景が

出発点になっています。事業承継においても税理士が主要な役割を担っていることがわかっています。

2019年の『白書』では、経営者が引退するにあたって相談した相手として「外部専門機関・専門家」と回答した方々

を集計しています。その中で、事業承継した経営者のうち7割超が「公認会計士・税理士」に相談しており、これに對



家森信善◎やもり・のぶよし

神戸大学経済経営研究所長・教授。財務省財政制度等審議会専門委員、中小企業庁中小企業政策審議会臨時委員、地域経済活性化支援機構(REVIC)社外取締役などを務める。これまでに、金融庁参与、金融審議会委員、金融機能強化審査会委員などを歴任。

して「取引先金融機関」への相談は、3割程度にとどまっています。

また、税理士は、金融機関における事業性評価の重要なパートナーでもありません。金融機関の中には、事業性評価というのとは中小企業の定性的な強みを見ることなので、財務データにはあまり意味がないと勘違いしている方もいるようです。しかし、そうではありません。例えば、患者を顔色だけで診断する医師はいません。正確な診断のためには、レントゲン写真を撮ったり、血液検査を行ったりします。これと同じように、金融機関が取引先の中小企業の事業内容や成長可能性等を適切に評価するには、財務データは不可欠です。もちろん必要以上の依存は、日本型金融排除の例になってしまいますが、財務データ等の定量情報とリリース・コンシップに基づく定性情報の両方をバランスよく活用することで、実効的な事業性評価が可能となるわけです。

いて、「TKCモニタリング情報サービス」のようなフィンテックの活用による対応を進めることが、事業性評価を踏まえた今後の金融機関との中小企業支援のカギになるのではないかと思います。

情報の非対称性を緩和する書面添付 中小企業と金融機関の橋渡しを

円滑な中小企業金融において、情報の非対称性を緩和することが極めて重要です。情報の非対称性は中小企業と金融機関の間にあるために、金融機関はお金を貸せない。貸せるとしても経営者保証を取るなどのいろいろな制約が中小企業についてまわるわけです。逆に言えば、情報の非対称性さえ緩和できれば、金利を下げることができたり、経営者保証を外すこともできたりします。

私はその一つの大きな方向性として、TKC会員の皆様が誇りをもって普及に力を注いでいる税理士法第33条の2に規定する書面添付制度について、金融機関の方々に対して事あるごとに説明していきます。書面添付制度は、独立・公正な立場の税理士が申告書の適法性・準拠性・真実性と、その基礎になった決算書の信

頼性を保証するというものです。つまり、決算書の信頼性を外部から識別する有力な方法であると考えられます。

遠藤俊英金融庁長官（当時）は、「経営者保証に関するガイドライン」の定着に向けた書面添付制度の活用等について『TKC会報』の中で次のように述べています。

「ガイドライン上、法人と経営者との関係を明確に区分・分離することが求められているところ、経営者に対してその必要性を認識してもらうほか、書面添付制度の活用等を通じてその実態を保証するといった形で、税理士が経営者と金融機関の橋渡しを行うことにより、ガイドラインの浸透・定着が促進することが期待される。」（『TKC会報』2019年1月号 提言「地域における金融仲介機能の十分な発揮」と外部専門家に期待される役割）。

実際、ふくおかフィナンシャルグループでは、書面添付制度を重視した経営者保証解除への対応が2018年から実施されています。また、岐阜県信用保証協会では、中小企業の継続的な経営改善の取り組みを支援することを目的とする「税理士連携短期継続特別保証制度」が設けられており、書面添付制度の利用等

を条件として、通常の保証料率をさらに割り引く措置がとられています。

このような実態を踏まえ、信用保証協会においても経営支援に向けて税理士との連携が期待されるようになっていきます。中小企業庁では2021年8月に「信用保証協会による中小企業に対する経営改善支援の好事例集」を公表しました。私は今、中小企業庁の中小企業審議会金融小委員会と委員長を務めているのですが、当委員会での審議においてもいくつかの事例が紹介されました。

そこに書かれているのは、要するに、個別の中小企業の経営支援をするには、信用保証協会の職員だけではとても対応しきれないので、税理士や金融機関の力を借りることによって、効率よく成果を挙げているということ（北海道・東北地方信用保証協会）。また、特に比較的小規模な、コロナ禍の影響で経営改善が求められるゼロゼロ融資利用先などに対して、資金繰り表を作成してもらっただけでも、経営者にかんがりの気づきを与えられることから、資金繰り表の作成方法に関する税理士等を講師としたスキルアップのセミナー開催などの実例も掲げられています（関東地方信用保証協会）。

多くの金融機関支店長が

「会計で経営力を高める」に強く共感

ここからは、金融機関と税理士の連携にとつて一体どのような課題があるのか、両者へのアンケート調査結果に基づいて説明したいと思います。

まず、私が経済産業研究所（RIETI）のファカルティフェローとして、2017年に、全国の金融機関の支店長7000人（全支店長の約4割）を対象に実施した調査があります。このときは、2868人から回答を得ました（詳細は、家森信善編著『地方創生のための地域金融機関の役割』中央経済社に掲載）。この中で、「金融機関のコンサルティング能力の向上に障害になっている要因」を聞いたところ、「中堅職員が不足して若手の指導が手薄になっている」「経営支援実行のための担当者育成・教育が不十分」という回答が上位を占めました。つまり、最大の障害は、内部リソース（経験のある職員）の不足にあり、職員育成を進めるとともに、不足リソースを外で補う必要があります。また、「貴支店の平均的な営業職員及びあなたご自身は、重要な顧客企業の顧問税理士・会計士とどのような関係を築

いていますか」という問いに対して、「本格的な企業支援が必要になった場合、協力している」が最も多く、「定期的に連絡を取っている」という答えの倍以上あり、日常的な接触が不足気味という課題があることもわかりました。

支店長へのアンケートは、2019年にも同研究所プロジェクト「自然災害に対する中小企業の備えと地域金融機関による支援についての調査」として実施しています。このときは、2623人から回答を得ました（詳細は、家森信善・浜田伸明・野田健太郎編著『大規模災害リスクと地域企業の事業継続計画』中央経済社に掲載）。この中で、「事業性評価を推進するため連携している外部機関・専門家」を聞いたところ、地方銀行・第二地銀・信用金庫・信用組合のいずれも「公認会計士・税理士」との回答が最も多く、「きちんとした会計を行うことは中小企業の経営力を高める」ということに「強く共感する」という回答が過半数を占めました（次頁図表）。TKC会員の皆様からすれば、まだまだ不十分な状況でしょうが、このように税理士等から得られる会計情報の重要性は、金融機関にも確実に共有されつつあります。

地域金融機関の支店長による共感度 「きちんとした会計を行うことは中小企業の経営力を高める」

	回答者数	強く共感する	ある程度共感する	ほとんど共感しない	全く共感しない	わからない	
全体	2,583	62.2%	36.4%	0.7%	0.0%	0.7%	
業態別	地方銀行	619	70.4%	27.8%	0.5%	0.0%	1.3%
	第二地銀	327	67.3%	32.1%	0.3%	0.0%	0.3%
	信用金庫	1,292	58.5%	40.2%	0.9%	0.1%	0.2%
	信用組合	337	56.1%	41.5%	0.9%	0.0%	1.5%

◎会計情報の重要性について、銀行界でも共有されている。

◎信用金庫や信用組合での共感度がやや少ない。

→小規模企業の会計の整備が進んでいないことを反映

(講演資料から)

顧客企業のメインバンク支店長を知っている税理士は3割程度

一方、中小企業を対象に業務を行っている税理士や公認会計士への「地方創生にむけた金融機関との連携に関する専門家の意識調査」から、いくつかの結果を紹介したいと思います。このときは、約650人から回答を得ました。「あなたは、主要な顧客企業のメインバンクの担当者や支店長を知っていますか」という問いに対して、「知っている」との答え

は、担当者については約4割、支店長についてはそれよりも低い3割程度という結果となり、ここでも金融機関と税理士の日常的な連携が不足していることがわかります。

また、「顧客企業を支援する際に、顧客企業のメインバンクと協働するうえで、これまでに経験した障害」についての質問からは、「協働の機会はあるが、障害を感じたことはない」という税理士はほとんどなく、「複数の金融機関が絡むために調整が難しい」「どの金融機関がメインバンクなのかはつきりしない」といった声が聞かれました。

さらに、「あなたは顧問先のためにメインバンクとどのような点の相談をされていますか。また、現時点で、相談ができていない事項はどれですか」という質問からわかったことは、借入れや担保・保証の解除など金融の相談と同じく、経営改善や事業承継など非金融の相談への希望も多いということです。一方、相談することはないという答えはわずかでであり、その理由からは、やはり日常的な金融機関との関係性の希薄さが見られます。

最後に、本日の話をまとめてみます。

◎中小企業は様々な課題（事業再生、事業承継など）を抱えており、コロナ禍によって状況は一段と困難になっている。

◎地域金融が目指すべきは、事業性評価に基づく顧客企業の価値向上（「育てる金融」）。それが地域金融機関の発展の唯一の道である。

◎実効的な事業性評価には、正確な情報（信頼できる決算書）をタイムリーに入手することが不可欠。その点で、中小企業との信頼関係を持つ税理士との連携が効果的である。

◎例えば、税理士との連携によって、信頼できる決算書や情報を共有して、早期に連携して中小企業の支援にあたることができる。

◎「TKC情報モニタリング情報サービス」などのフィンテックや書面添付制度をうまく活用することも、事業性評価のコストを下げる点で有効。

◎税理士との連携は進んでいるが、発展途上。組織全体及び現場レベルの両面から相互信頼の醸成を進めるべき。

TKC会員の皆様による金融機関との協働・連携による中小企業支援が、一層進展することを強く期待しております。

(構成／TKC出版 古市 学)

金融機関・税理士との三位一体で 建設現場のあらゆるシーンを全力サポート

企業がポストコロナを生き抜くためには、社長が資金繰りの憂いなく経営に没頭できる体制が必要だ。金融機関、税理士との三位一体の実現で、成長を続けるACDデザインは、まさにその好例である。

建設（土木）現場の現場監督を支援する独特のビジネスモデルで2005年創業以来、成長を続けるACDデザイン。社長の三上哲也氏は、自らも建設会社で現場監督を15年つとめ、独立後はそのノウハウを生かしつつ、仲間である現場監督たちの困りごとをサポートしてきた。三上社長は言う。

「現場監督は数多くの仕事を同時並行でこなさなければならぬ。過酷な職業です。進捗管理や予算管理はもちろん、役所や周辺住民への対応もある。頭がぐちゃぐちゃになりながら、仕事を進めていかなければなりません。そうした現場監督をあらゆる面からサポートするのが当社の役割です」

現場監督のニーズを満たす

三上社長は、若いころから「何としても社長になりたい」との希望を持ち続けてきた。二十歳のと



三上哲也社長

きにこの業界に入り、現場監督になるも常に独立の機会を狙ってアテンテをはっていた。そうしたなか、2002年、岩木川にかかる岩木黄橋の建設という大規模工事をやり遂げた際、三上社長の気持ちのなかでひとつの区切りがつく。「満足してしまっ、次のステップへと進みたくなったのです。さ

らに、ちょうどそのころCADと出会ったのが大きかった。当時、現場監督でCADを使える人はいません。私がいち早く手に入れて操作しているうちに、こんなこともあんなこともできると、どんどん夢中になって……」

タイミングで会社をやめ、仲間の現場監督相手にCAD講習会を始める。これが評判となり、「凶面を描いてほしい」という依頼が殺到。一人では間に合わず、CADを扱える人を雇って対応するうちに、それ以外のさまざまな仕事の支援も求められるようになる。もともと現場監督の三上社長にとって、顧客は仲間。悩みやニーズは理解できるし、要望にはできる限り応えたいという思いもあった。

たとえば人材派遣事業。土木現場は数限りない仕事の連鎖であり、そこにスキルを持つ人材を臨機応変に派遣できれば、現場としてはこんなありがたいことはない。同社の人材派遣は、「国の公共事業にはおおむね2人の一級土木施工管理技士が付きませんが、3人目の技術者としてACDデザインから技術者が派遣されるというイメージ」だと三上社長は言う。

さらに、測量は免許を取得して請け負える体制を整え、積算もソフトを導入して全社的にスキルを磨き、引き合いを増やしている。

「役所からもらう図面は机上のものなので、工事が進捗するにつれてさまざまな条件が加わり、変更が必要になってきます。その際にやっかいなのが数量計算書の作成で、生コンや型枠などの資材をどこにどれくらい使うのか計算する必要があるので、この作業をACデザインの設計部隊が乗り込んで請け負ったりもしています」
(三上社長)

加えて現在、同社が力を入れているのがCIMだ。CIMとは情報通信技術（ICT）を使い設計段階から3次元モデルを導入し、施工現場を早い段階で可視化。関係者間の情報共有を実現して協議の迅速化や施工管理の効率化を行うもの。建築分野では「BIM」と呼ばれているが、そのいわば「土木版」だ。ACデザインでは、このCIMを可能にする設備投資とノウハウの蓄積を行い、すでに現場での運用を開始している。

顧問税理士の伴走支援

こうして創業以来、成長軌道を



薬師山正人税理士



みちのく銀行堅田支店 長谷川裕也代理



みちのく銀行堅田支店 大高正敏支店長



三上伸子総務部長

描いてきたACデザインだが、その道のりは決して順風満帆だったわけではない。現場サイドが欲しいものを提供していくうちに社員が増えていき、パソコンやシステムなどの設備投資もかさむにつれ資金に余裕がなくなることも珍しくなかった。

三上社長の経営者としての歩みを支えてきた妻の伸子さんは言う。「現場のニーズに応えるべくスキルの高い人を雇うことで、業種の幅がひろがったのはよいのですが、その分運転資金がかさみ年末に給料の支払いに困るようなこともありました。そんなとき助けていただいたのが薬師山先生とみちのく銀行さんでした。運転資金にしても設備投資にしても、何かあったらまずは薬師山先生に相談し、そして、みちのく銀行さんに融資をお願いするというスタイルで、会社をつないできました」

創業時からの税務顧問を務めている薬師山正人税理士は、同社に伴走しつつ三上社長の経営者としての奮闘を見てきた。

薬師山税理士が述懐する。

「当初から三上社長は革新的かつ柔軟でした。フットワークも非常に軽く、私もそういうところがあ

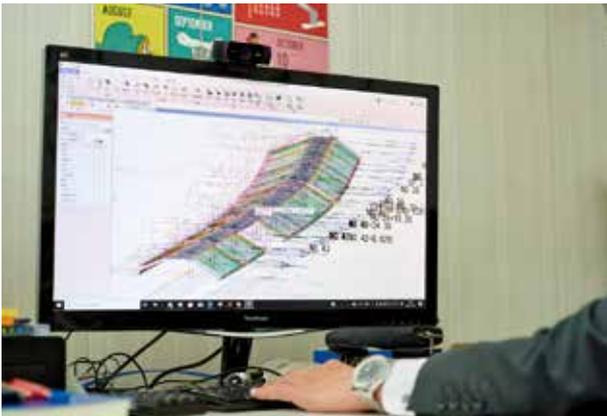
るのでウマが合ったと言いましうか……。社長も奥さんも勉強熱心かつ好奇心旺盛で、私も次第に引き込まれていきました。経理面でのシステムやサービスの導入を提案しても、すぐさま首肯されるなど、専門外の分野でも業務の効率化やデジタル化に熱心という印象です」

創業後、3年して法人なりしたACデザインは、TKCの会計システム『FX2』を導入。薬師山税理士による巡回監査、月次決算の体制を整え、『継続MAS』による経営計画の策定にも取り組んだ。財務の透明化、経理データの把握の迅速化を進め、そのことによりメインバンクであるみちのく銀行からの信頼も獲得していく。

なかでも転機となったのが、2017年のTKCモニタリング情報サービス（MIS）の導入である。MISは、税務署へ電子申告を行うと同時に、同じ決算書が金融機関にオンラインで提供されるサービスだ。

みちのく銀行堅田支店の大高正敏支店長は言う。

「ACデザインさまは、設立当時から当行をメインバンクとして活用いただいていたのですが、とくに



ICT技術を駆使して建設現場を可視化する

MISをご利用になって以降、より親密な関係性を築けていると思います。MISは電子申告と同じ財務諸表が、同時にわれわれのところにも届くので信頼感があるし、しかもそれが薬師山先生の事務所から送られてくるということで、間違いのないデータだと確信できます」

MISで銀行との親密度向上

MISには、決算書を提供するサービスとともに、月次試算表を提供するサービスもあり、ACデザインでは、両方とも導入している。そのため、みちのく銀行では、

同社の月次の数字も常に把握している。同行堅田支店で、同社を担当する長谷川裕也氏は言う。

「コロナ禍の時代はとくに、情報を早くいただけるのはありがたいし、こちらもタイムリーに提案をできるというメリットがあります。また、状況に併せた最適な情報を提供できる。コロナ禍に入ってから、ACデザインさまの資金繰り活用できそうなさまざまな融資制度や支援制度を含めて提案させていただきました。それも会社の内情を常に把握できているという状況があるからだと思います」

ACデザインでは、みちのく銀行

行によるいわゆるゼロゼロ融資（実質無利子無担保融資）を受けている。とくに資金繰りがひっ迫しているという状況ではないが、不透明な先行きに対する専守防衛という意味合いだ。ゼロゼロ融資には定期的なモニタリング報告が求められるが、MISの月次試算表提供サービスを利用していれば、それも難なくクリアできる。

三上社長は言う。

「うちは隠すものは何もありませんし、薬師山先生による巡回監査・月次決算や経営計画策定、MISの利用によって、みちのく銀行さんとの関係性もどんどんよく

なっています。妻が述べたように、創業してしばらくは、大変な時期もありましたが、最近は精神的にも安心感が出てきて、業務に集中できるようになったのは、この関係性によるところが大きいのだと思います」

さて、今後のACデザインはどうか。「施工現場のあらゆる要望に応える」というオンリーワンのビジネスモデルを駆使しつつ、CIMという有望分野への参入で将来的な飛躍も十分に期待できる。

「現場サイドが利益を出すのに一番良い方法は、施工を早く終わらせることなんです。われわれはそのための提案をしていく。そうすると、仲間の現場監督の評価が上がり、給料も上がる。結果としてわれわれの仕事も増えるという好循環になるわけです」

インフラ事業は、今後も減ることではないし、事業者にとって効率化は永遠のテーマなので、景気が良くて悪くても同社の仕事は増えていくことになる。それを側面から、薬師山税理士とみちのく銀行が手厚くサポートしていく。理想的な「三位一体」が形作られつつあるといえよう。



COMPANY DATA

ACデザイン株式会社
 創業 2005年11月
 所在地 青森県弘前市大字賀田1-3-5
 売上高 2億4000万円
 社員数 24名



薬師山正人税理士事務所
 所長 薬師山正人
 青森県弘前市大字萱町 50-1



TKC全国会の運動方針

未来に挑戦するTKC会計人

巡回監査を断行し、 企業の黒字決算と 適正申告を支援しよう!

優良な電子帳簿を圧倒的に拡大する
「TKC方式の自計化」の推進

租税正義の守護者となる
「TKC方式の書面添付」の推進

黒字化を支援し、優良企業を育成する
「巡回監査」と「経営助言」の推進

活動期間：令和4年1月～令和6年12月末



TKC全国会

MIS活用で、 コロナ緊急融資先のモニタリングや 経営改善支援を

株式会社TKC SCG営業本部 FinTech推進部

TKCは「TKCモニタリング情報サービス」(以下MIS)の今後の推進策を検討するため、また地域会(支部)が地域金融機関と連携することを目的として、令和3年2月に『TKCモニタリング情報サービス通信』(※1)をお送りしている金融機関を対象に、2回目のアンケートを実施しました。そのアンケート結果をご紹介します。各金融機関から回答いただいた内容は、担当地域のSCGサービスセンター長と共有していますので、金融機関との協議会やトップ対談前にご確認ください。

※1 TKCが毎月発刊する金融機関および官公庁向けの月刊誌です。MISの活用事例を中心に、金融機関の皆様にご覧いただきたい記事を紹介しています。
<https://www.tkc.jp/tx/bank/magazine/>

1. アンケート概要

- (1)実施期間…令和4年2月1日～28日
- (2)回答金融機関…268金融機関(回答率52・9%)

【内訳】

- | | |
|-------------|----------|
| ① 政府系・都銀・地銀 | 55 金融機関 |
| ② 信用金庫 | 155 金融機関 |
| ③ 信用組合 | 34 金融機関 |

④ 保証協会・その他 24 金融機関

2. アンケート結果

本稿では以下、5つのアンケート結果を抜粋してご紹介します。

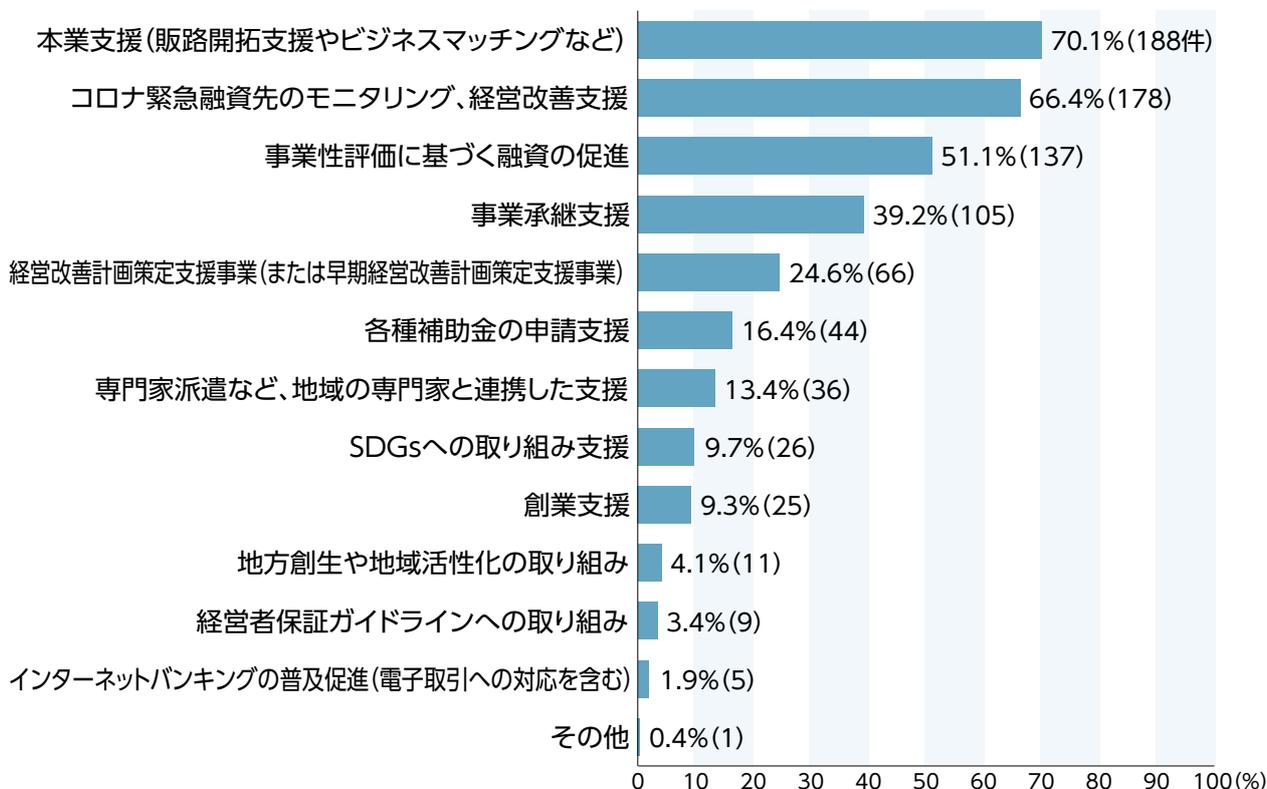
(1) 本年(令和4年)、取引先の支援で特に注力したいテーマ(図表1)

全体の70%にあたる188機関が「本業支援(販路開拓支援やビジネスマッチングなど)」と回答しました。

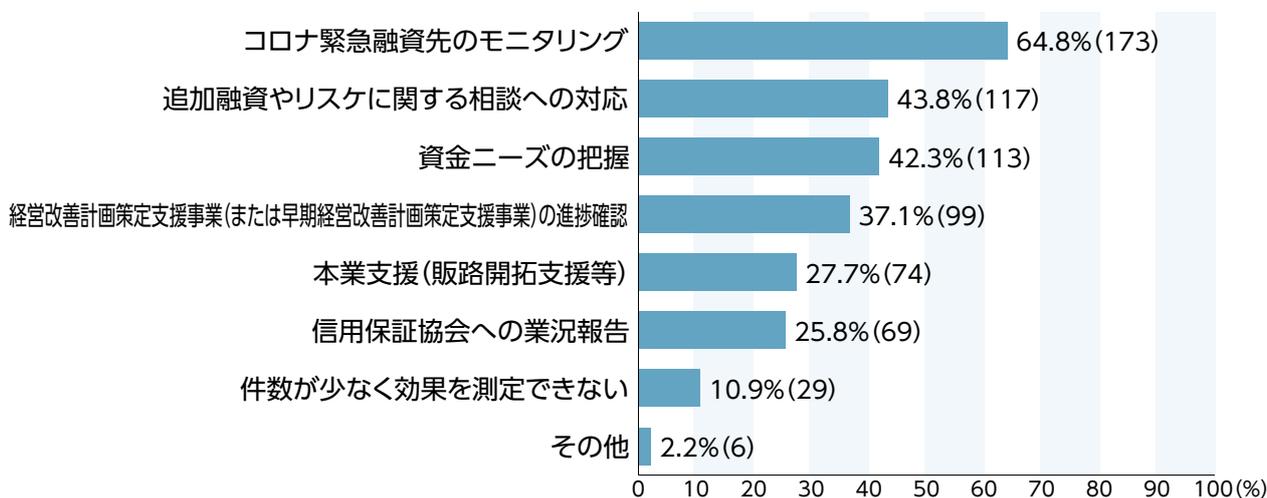
報道等によると本年から来年にかけてゼロゼロ融資の元本返済が本格化するため、融資を受けた事業者は返済に向け収益力の回復が課題だといわれています。金融機関は、より多くの融資取引先について本業支援による収益力向上の必要性を感じていることが伺えます。

会員先生方におかれましては、関与先企業の「黒字決算」支援の入口として、TKC方式の自計化推進と、変動損益計算書や得意先順位月報など経営者の意思決定に役立つ機能の活用支援をお願いいたします。また、金融機関との関係強化のため、引き続き、借入のある関与先企業へのMIS推進をお願いいたします。

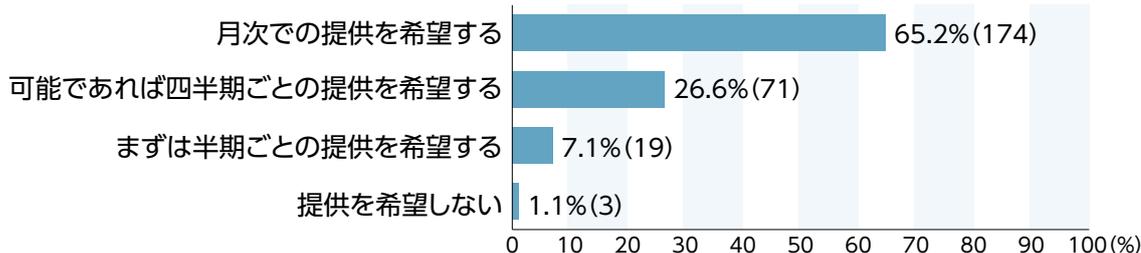
■ 図表1 本年(令和4年)、取引先の支援で特に注力したいテーマ※3つ選択



■ 図表2 月次試算表の活用状況(効果)※複数選択可



■ 図表3 月次試算表の提供を希望する利用サイクル



(2) M I S (月次試算表提供サービス)の活用状況(効果)(図表2)

全体の65%の金融機関が月次試算表を「コロナ緊急融資先のモニタリング」に活用している(効果がある)と回答しています。

ゼロゼロ融資を受けた先の倒産件数増加を懸念する報道もあるなか、金融機関は、支援が必要な融資取引先をいち早く特定するために、月次試算表提供サービスで届けられる財務データに注目されています。

(3)月次試算表の提供を希望する利用サイクル、提供を期待する企業(図表3、図表4)

さらに月次試算表提供サービスについて希望を伺うと、希望する利用サイクルについては65%の金融機関が「月次での提供を希望する」と回答しています。

また、提供を期待する企業については、57%の金融機関が「経営改善の必要がありモニタリングをおこなっている企業」と回答しています。

会員先生方からのご要望により、昨年6月に自計化システムを改訂しました。

月次試算表提供サービス未利用の場合でも、「月次決算報告シート」を会計事務所メニューから利用できます。

まずは、会員先生方から関与先経営者への業績報告に「月次決算報告シート」をご活用ください。関与先経営者が業績や資金繰り確認、見通しや打ち手の整理に活用頂けるようになりましたら、金融機関への業績報告として月次試算表提供サービスをぜひご活用ください。

(4) M I S普及の取り組みについて(図表5)

「T K Cマーク付き決算書の取引先には、支店から本サービスを案内している」と回答した金融機関が昨年と比較して7%増加しています。さらに「T K C以外の取引先にも本サービスを案内し、要望があればT K C会員を紹介している」と回答した金融機関が4%増加しています。率先してM I S利用企業を拡大する金融機関や会員先生方の関与先拡大を後押しする金融機関が増えることは、会員先生方にとっても喜ばしい変化ではないでしょうか。

今後、地域金融機関とのトップ対談や協議会などの機会において、そのような金融機関が増えていることをお伝えいた

だくとともに、より多くの金融機関に同様の取り組みをご紹介ください。

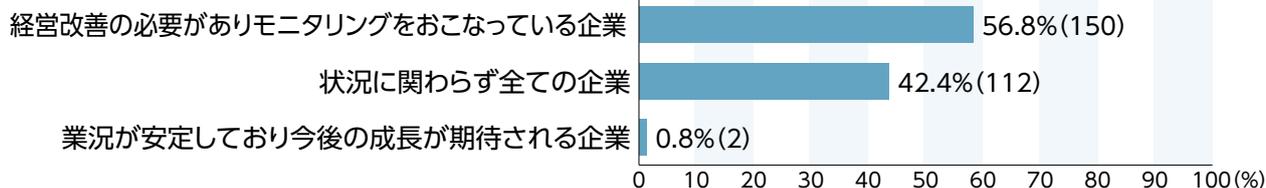
当部では、金融機関にM I S支店運用等をご紹介する個別相談会を開催しています。また、地域会による支店担当者向けの勉強会等をご支援しています。より多くの支店担当者が会員先生方の関与先支援について理解を深め、連携強化につなげていただけるよう、引き続きご支援してまいります。

(5)金融機関のM I Sシェアと1支店当たりのM I S利用件数(図表6)

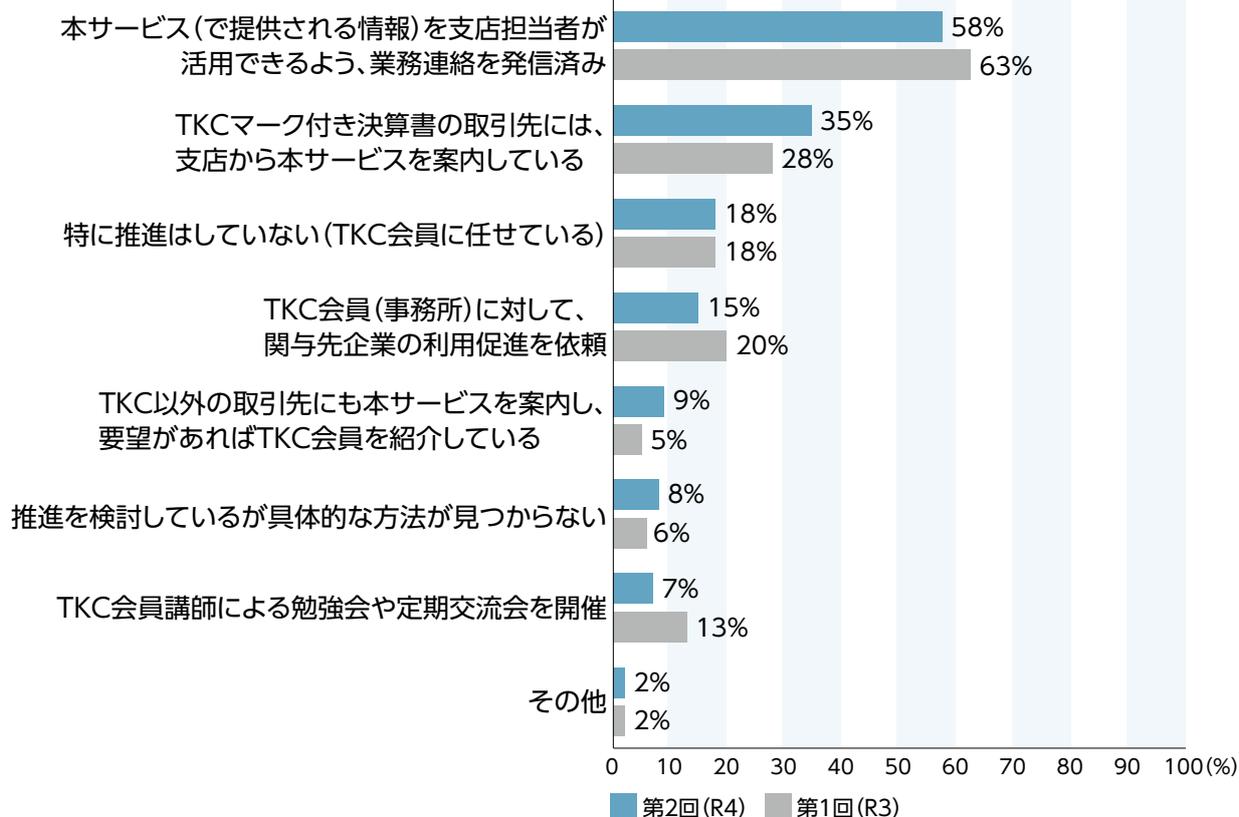
法人の融資取引先数、事業者向け融資の取扱い支店数に関する質問に回答いただいた236の金融機関において、昨年に引き続き、M I Sのシェアと1支店あたりのM I S利用件数を算出しました。市場に影響をあたえるためのシェア目標値は10・9%だと言われています。

回答金融機関が異なるため昨年との単純比較はできませんが、融資法人先数が増える中、M I Sのシェアと1支店あたりのM I S件数は確実に増えています。昨年12月から対応を開始した個人事業者を含め、さらなるシェア率向上をご支援してまいります。

■ 図表4 月次試算表の提供を期待する企業



■ 図表5 (昨年対比)MIS普及の取り組みについて※複数選択可



■ 図表6 金融機関のMISシェアと1支店当たりのMIS利用件数

金融機関区分*1	金融機関数		法人融資先数		MIS利用件数		MISのシェア		1支店あたりのMIS利用件数*2	
		昨年		昨年		昨年		昨年		昨年
全体	236	216	1,310,443	1,218,135	116,596	103,087	8.9%	8.5%	12.0	10.9
都銀・地銀	46	49	559,790	607,673	58,924	59,057	10.5%	9.7%	17.3	15.6
信用金庫	140	124	443,012	374,378	38,793	32,222	8.8%	8.6%	10.9	10.6
信用組合	31	30	35,447	31,641	3,981	3,299	11.2%	10.4%	9.2	8.1
保証協会	19	13	272,194	204,443	14,898	8,509	5.5%	4.2%	284.4	146.7

※1 その他(ネット銀行等)を除く ※2 全体の集計は保証協会を除く

3. MISの活用事例

(主な回答を原文のまま転載)

- (1) 月次試算表により、取引先の財務内容をリアルタイムで把握ができ、資金繰り支援を実施できます。(地銀)
- (2) 面談前に決算書・試算表をデータで受領することにより、面談時の内容が充実します。(地銀)
- (3) 短期継続融資先等の定期的なモニタリングに活用しています。(地銀)
- (4) 経営支援先の資金繰りや再生計画の進捗確認、財務コベナントの達成状況把握などに活用しています。(地銀)
- (5) 本サービスからダウンロードした決算データを弊行システムに連携することにより、業務効率化に活用しています。(地銀)
- (6) 経営改善計画を作成している取引先について、モニタリングの円滑化が図られています。(信用金庫)
- (7) 月次試算表の受領により、業況不安定先のモニタリングが可能となったことで、資金繰り支援の早期対応がしやすくなりました。(信用金庫)
- (8) 書面添付は売上、費用の増減要因と突発的事象等について説明されており参

考になります。(信用金庫)

- (9) 減価償却内訳明細書により対象企業の体力を短時間で把握できました。(信用保証協会)

4. MISに関するご意見、ご要望

(主な回答を原文のまま転載)

- (1) 月次試算表は業況モニタリングに使用するケースがあるとともに、資金ニーズ対応時の業況確認にも使用しています。全てのお客さまの試算表が月次で必要とはしていませんが、可能な範囲で拝見させて頂きたいです。(地銀)
- (2) 試算表の作成は必須としてほしい。(地銀)
- (3) 個人事業者の場合、月次試算表を作成している割合は低く、足元の業況把握が確認できないケースが多い。新型コロナウイルスの影響が直撃している飲食業等の個人事業者からの融資相談も多く、活用を期待しています。(信用金庫)
- (4) 個人事業主の方から、本サービスを早速ご利用いただいています。今後、取扱件数の増加に伴い、さらなるサービスの充実化を検討いただければと思

います。(地方銀行)

- (5) 個人事業主の登録が徐々に増えていきます。個人事業主は元々申告書提供に非協力的な方がいらっしやるので、ご協力いただければ非常に助かります。(信用金庫)

- (6) 令和3年12月初旬に全営業店に向けて個人事業主の決算書提供サービスの開始について通達文を発出し、周知を図りました。サービス利用率の一層の向上に向け、TKC会員の先生方と引き続き連携していきたいと考えています。(信用組合)

- (7) 書面添付も必須としてほしい。会員先生から顧問先に対し、金融機関への提供を推奨してほしい。(地銀)
- (8) 書面添付がまだまだ少ないと思います。今後の増加に期待します。(信用金庫)

MISは、会員事務所と金融機関が、中堅・中小企業を三位一体で支援していくために欠かせないサービスとして金融機関から期待されています。

TKC全国会の運動方針のもと、関与先企業、地域経済の未来を切り拓くため、TKC方式の自計化とMISのさらなる推進をお願い申し上げます。

「TKCモニタリング情報サービス」 経営者向けチラシのご紹介

金融機関の皆様から、取引先の経営者に対して当サービスをお勧めするためのチラシと利用申込書をご用意しています。当サービスの普及において、金融機関から取引先に対して当サービスをお勧めすることは非常に有効です。

チラシの利用をぜひご検討ください。

〈金融機関用経営者向けチラシ〉

TKCシステムご利用法人様および個人事業者様へのお願い

当行への 決算書・月次試算表の提供は デジタルで

デジタルのメリット

- ✓ 決算書・月次試算表のコピーなどを準備する必要がなくなります
- ✓ 事前に提供いただくことで、ご面談時により深い対話が可能となります
- ✓ 信頼性の高い決算書をいただけるため、貴社からのご相談にスムーズに対応できます

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策
実質無利子・無担保融資 ご利用事業者様へ
継続的な金融支援のために、月次試算表の定期的な提供をお願いします。
紙などで用意いただく手間のない、デジタルでの提供をお勧めします。

貴社の決算書にTKCマークが付されていれば
デジタルで提供できます。

個人事業者の場合、TKCシステムで作成される決算書はTKCマークが付されています。システムで提供可能な会計事務所にご確認ください。
ご利用にあたっては、当行/利用申込書にご記入のうえ貴社事務所にご確認ください。

〇〇銀行

〈会計事務所への利用申込書〉

「TKCモニタリング情報サービス」
会計事務所への利用申込書 (法人用)

会計事務所名 _____ 令和 ____年 ____月 ____日

(商号) _____
(代表者) _____

1. 会社情報

法人番号	
住所	
メールアドレス	

※メールアドレスをご登録いただくこと、金融機関へのデータ提供時等にご案内します。

2. 口座情報 (複数の口座を保有している場合、借入金を選定している口座をご記入ください)

金融機関名	
支店名	
預金種目	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座
口座番号	

3. 決算書等提供サービス

(1) 利用区分: 利用する 利用しない

(2) 提供種別

①基本帳表 (必ず提供する帳表)

貸借対照表、損益計算書、純土資本等変動計算書、個別注記表、個別注記表付表
法人税申告書、別表
確定科目内訳明細書
法人事業概況説明書または会社事業概況書
受領通知

②オプション帳表 (チェックを付けた帳表のみ提供します。詳細は会計事務所にご確認ください)

キャッシュ・フロー計算書
 中小会計標準チェックリスト
 配当適時性証明書
 税理士法第33条の2第1項に規定する添付書面 (法人税)
 中期経営計画書、次期予算書
 ローカルベンチマーク (財務情報) ローカルベンチマーク (非財務情報)
 減価償却内訳明細書

4. 月次試算表提供サービス

(1) 利用区分: 利用する 利用しない

(2) 提供頻度: 毎月 隔半隔ごと 半隔ごと

(3) 提供帳表

①基本帳表 (必ず提供する帳表)

月次決算報告シート、月次試算表

②オプション帳表 (チェックを付けた帳表のみ提供します。詳細は会計事務所にご確認ください)

資金繰り実績表
 損益予算管理月報

以上

※ TKC2021.12

新規に利用する場合は、金融機関名やチラシに記載された文章を修正しますので、最寄りのSCGサービスセンター担当者までお問合せください。

最寄りのSCGサービスセンターがご不明の場合は、下記へご連絡ください。

●お問い合わせ先

「TKCモニタリング情報サービス」 金融機関別 利用申込件数一覧

令和4年5月31日現在

金融機関名	本店所在地	サービス開始日	利用申込件数		
			決算書等提供サービス	月次試算表提供サービス	
政府系金融機関					
1 日本政策金融公庫(国民生活事業)	東京都	平成30年10月	46,309	3,496	
2 商工組合中央金庫	東京都	平成29年 7月	7,348	1,908	
都市銀行					
1 三菱UFJ銀行	東京都	平成29年 2月	4,921	876	
2 三井住友銀行	東京都	平成29年10月	4,376	521	
3 みずほ銀行	東京都	令和元年 9月	2,919	392	
4 りそな銀行	大阪府	平成29年10月	2,824	343	
5 埼玉りそな銀行	埼玉県	平成29年10月	2,039	332	
地方銀行・第二地方銀行(上位50行)					
1 静岡銀行	静岡県	平成29年 3月	4,149	1,054	
2 北洋銀行	北海道	平成29年 1月	3,166	287	
3 八十二銀行	長野県	平成30年 5月	3,132	486	
4 足利銀行	栃木県	平成28年10月	2,944	501	
5 中国銀行	岡山県	平成28年12月	2,866	435	
6 群馬銀行	群馬県	平成29年 1月	2,705	384	
7 北陸銀行	富山県	平成29年 4月	2,647	274	
8 千葉銀行	千葉県	平成29年 2月	2,604	413	
9 広島銀行	広島県	平成28年11月	2,453	310	
10 常陽銀行	茨城県	平成28年10月	2,248	370	
11 京都銀行	京都府	平成30年 7月	2,208	294	
12 第四北越銀行	新潟県	平成29年 7月	2,174	398	
13 栃木銀行	栃木県	平成28年10月	2,106	341	
14 西日本シティ銀行	福岡県	平成29年 5月	2,079	243	
15 鹿児島銀行	鹿児島県	平成29年 7月	1,941	282	
16 武蔵野銀行	埼玉県	平成30年 8月	1,927	289	
17 北國銀行	石川県	平成28年11月	1,853	278	
18 山陰合同銀行	島根県	平成28年11月	1,813	289	
19 福岡銀行	福岡県	平成29年 3月	1,804	260	
20 名古屋銀行	愛知県	平成31年 2月	1,730	208	
21 横浜銀行	神奈川県	平成28年12月	1,730	151	
22 伊予銀行	愛媛県	平成28年11月	1,708	227	
23 七十七銀行	宮城県	令和元年 6月	1,624	379	
24 十六銀行	岐阜県	平成28年12月	1,602	240	
25 東邦銀行	福島県	平成29年 1月	1,579	210	
26 百五銀行	三重県	平成28年10月	1,565	238	
27 きらぼし銀行	東京都	平成29年 7月	1,548	182	
28 千葉銀行	千葉県	平成29年 8月	1,491	233	
29 北海道銀行	北海道	平成29年 4月	1,491	139	
30 関西みらい銀行	大阪府	平成29年10月	1,398	128	
31 滋賀銀行	滋賀県	平成29年 1月	1,341	200	
32 トマト銀行	岡山県	平成28年12月	1,334	217	
33 池田泉州銀行	大阪府	平成29年 5月	1,304	161	
34 愛知銀行	愛知県	平成31年 3月	1,301	210	
35 清水銀行	静岡県	平成29年 4月	1,278	448	
36 大垣共立銀行	岐阜県	平成28年10月	1,274	164	
37 三十三銀行	三重県	平成28年10月	1,270	215	
38 沖縄銀行	沖縄県	平成28年11月	1,215	85	
39 山口銀行	山口県	平成28年11月	1,200	203	
40 琉球銀行	沖縄県	平成29年12月	1,192	130	
41 秋田銀行	秋田県	平成29年 5月	1,174	114	
42 筑波銀行	茨城県	平成29年 3月	1,154	159	
43 十八親和銀行	長崎県	平成29年 5月	1,124	113	
44 百十四銀行	香川県	平成28年12月	1,117	141	
45 東和銀行	群馬県	平成28年10月	1,103	175	
46 宮崎銀行	宮崎県	平成28年11月	1,100	121	
47 岩手銀行	岩手県	平成30年 4月	1,089	152	
48 もみじ銀行	広島県	平成28年11月	1,089	114	
49 大光銀行	新潟県	平成29年 6月	1,011	187	
50 肥後銀行	熊本県	平成29年 5月	1,004	92	
上記以外の地銀・第二地銀			計	30,251	4,955

※個人事業者の申込も件数に含まれます。

金融機関名	本店所在地	サービス開始日	利用申込件数		
			決算書等提供サービス	月次試算表提供サービス	
信用金庫(上位30庫)					
1 浜松磐田信用金庫	静岡県	平成29年 1月	2,327	585	
2 多摩信用金庫	東京都	平成29年 8月	1,880	285	
3 京都信用金庫	京都府	平成28年11月	1,785	368	
4 埼玉信用金庫	埼玉県	平成30年12月	1,722	250	
5 しずおか焼津信用金庫	静岡県	平成29年 6月	1,411	518	
6 京都中央信用金庫	京都府	平成29年 1月	1,323	203	
7 西武信用金庫	東京都	平成28年12月	1,255	207	
8 大阪シティ信用金庫	大阪府	平成30年 5月	1,205	102	
9 岐阜信用金庫	岐阜県	平成28年10月	1,175	129	
10 城北信用金庫	東京都	平成30年 5月	1,158	159	
11 広島信用金庫	広島県	平成30年 6月	1,143	83	
12 島田掛川信用金庫	静岡県	平成30年11月	1,114	403	
13 北海道信用金庫	北海道	平成29年 3月	1,088	91	
14 巣鴨信用金庫	東京都	平成29年 5月	1,076	175	
15 横浜信用金庫	神奈川県	平成29年12月	1,007	62	
16 尼崎信用金庫	兵庫県	令和 2年 2月	995	98	
17 東京東信用金庫	東京都	平成29年 1月	984	115	
18 飯能信用金庫	埼玉県	平成29年 6月	970	156	
19 朝日信用金庫	東京都	平成28年10月	963	86	
20 川崎信用金庫	神奈川県	平成29年11月	924	55	
21 おかやま信用金庫	岡山県	平成29年 9月	903	183	
22 岡崎信用金庫	愛知県	平成28年10月	871	153	
23 帯広信用金庫	北海道	平成29年 1月	836	58	
24 城南信用金庫	東京都	平成30年 2月	819	76	
25 大阪信用金庫	大阪府	令和元年12月	809	52	
26 碧海信用金庫	愛知県	平成30年 7月	804	135	
27 鹿児島相互信用金庫	鹿児島県	平成30年 9月	752	132	
28 青梅信用金庫	東京都	平成28年12月	744	95	
29 北おおさか信用金庫	大阪府	平成31年 1月	723	82	
30 瀬戸信用金庫	愛知県	平成29年 2月	711	84	
上記以外の信用金庫			計	44,503	7,552

信用組合(上位5組合)					
1 長野県信用組合	長野県	平成28年10月	831	272	
2 茨城県信用組合	茨城県	平成29年12月	657	71	
3 広島市信用組合	広島県	平成30年 2月	388	27	
4 兵庫県信用組合	兵庫県	平成30年12月	344	56	
5 新潟県信用組合	新潟県	平成30年11月	327	55	
上記以外の信用組合			計	6,401	1,136

信用保証協会(上位5協会)					
1 北海道信用保証協会	北海道	令和元年 6月	2,981	165	
2 愛知県信用保証協会	愛知県	平成29年 5月	2,222	321	
3 静岡県信用保証協会	静岡県	平成28年12月	2,024	721	
4 岐阜県信用保証協会	岐阜県	平成30年 7月	1,391	137	
5 新潟県信用保証協会	新潟県	令和 2年11月	1,070	131	
上記以外の信用保証協会			計	12,624	2,673

金融機関区分別集計

金融機関区分	全金融機関数	モニタリング情報サービス利用金融機関		
		金融機関数	決算書等提供サービス	月次試算表提供サービス
1 都銀・政府系	10	10	78,807	8,564
2 地銀・第二地銀	99	98	118,210	17,879
3 信用金庫	254	247	77,980	12,732
4 信用組合	130	72	8,948	1,617
5 信用保証協会	51	37	22,312	4,148
6 その他	-	11	312	88
合計	544	475	306,569	45,028

「TKCモニタリング情報サービス」 全国の採用金融機関一覧(475機関)

令和4年5月31日現在
都道府県別、金融機関コード順

■ 都市銀行等

みずほ銀行
三菱UFJ銀行
りそな銀行
三井住友銀行
商工組合中央金庫
日本政策金融公庫(国民生活事業)
日本政策金融公庫(農林水産事業)
日本政策金融公庫(中小企業事業)
沖縄振興開発金融公庫

■ 北海道

北海道銀行
北洋銀行
北海道信用金庫
室蘭信用金庫
空知信用金庫
苫小牧信用金庫
北門信用金庫
伊達信用金庫
北空知信用金庫
日高信用金庫
渡島信用金庫
道南うみ街信用金庫
旭川信用金庫
稚内信用金庫
留萌信用金庫
北星信用金庫
帯広信用金庫
釧路信用金庫
大地みらい信用金庫
北見信用金庫
網走信用金庫
遠軽信用金庫
北央信用組合
札幌中央信用組合
空知商工信用組合
十勝信用組合
釧路信用組合
北海道信用保証協会
十勝清水町農業協同組合

■ 青森県

青森銀行
みちのく銀行
東奥信用金庫
青い森信用金庫
青森県信用保証協会

■ 岩手県

岩手銀行
東北銀行
北日本銀行
盛岡信用金庫
一関信用金庫
北上信用金庫
花巻信用金庫
水沢信用金庫
岩手県信用保証協会

■ 宮城県

七十七銀行
仙台銀行
杜の都信用金庫
宮城第一信用金庫
三巻信用金庫
仙南信用金庫
気仙沼信用金庫
石巻商工信用組合
古川信用組合
仙北信用組合

■ 秋田県

秋田銀行
北都銀行
秋田信用金庫
羽後信用金庫
秋田県信用組合
秋田県信用保証協会

■ 山形県

荘内銀行
山形銀行
きらやか銀行
山形信用金庫
米沢信用金庫
鶴岡信用金庫
新庄信用金庫
山形中央信用組合
山形第一信用組合

■ 福島県

東邦銀行
福島銀行
大東銀行

会津信用金庫
郡山信用金庫
白河信用金庫
須賀川信用金庫
みまわり信用金庫
あぶくま信用金庫
二本松信用金庫
福島信用金庫
福島県商工信用組合
いわき信用組合
相双五城信用組合
会津商工信用組合

■ 茨城県

常陽銀行
筑波銀行
水戸信用金庫
結城信用金庫
茨城県信用組合

■ 栃木県

足利銀行
栃木銀行
足利小山信用金庫
栃木信用金庫
鹿沼相互信用金庫
佐野信用金庫
大田原信用金庫
烏山信用金庫
真岡信用組合
那須信用組合
栃木県信用保証協会

■ 群馬県

群馬銀行
東和銀行
高崎信用金庫
武蔵野信用金庫
桐生信用金庫
アイオー信用金庫
利根郡信用金庫
館林信用金庫
北群馬信用金庫
しのめ信用金庫
あかぎ信用組合
群馬県信用組合
ぐんまみらい信用組合
群馬県信用保証協会

■ 埼玉県

埼玉りそな銀行
武蔵野銀行
埼玉縣信用金庫
川口信用金庫
青木信用金庫
飯能信用金庫
埼玉県信用保証協会

■ 千葉県

千葉銀行
千葉興業銀行
京葉銀行
千葉信用金庫
銚子信用金庫
東京ベイ信用金庫
館山信用金庫
佐原信用金庫
房総信用組合
銚子商工信用組合
君津信用組合
東日本信用漁業協同組合連合会

■ 東京都

きらぼし銀行
東日本銀行
朝日信用金庫
興産信用金庫
さわやか信用金庫
東京シティ信用金庫
芝信用金庫
東京東信用金庫
東栄信用金庫
亀有信用金庫
小松川信用金庫
足立成和信用金庫
東京三協信用金庫
西京信用金庫
西武信用金庫
城南信用金庫
昭信信用金庫
東京信用金庫
城北信用金庫
瀧野川信用金庫
巣鴨信用金庫
青梅信用金庫
多摩信用金庫

文化産業信用組合
東京厚生信用組合
東信用組合
江東信用組合
青和信用組合
中ノ郷信用組合
大東京信用組合
第一勧業信用組合
PayPay銀行
東京信用保証協会

■ 神奈川県

横浜銀行
神奈川銀行
横浜信用金庫
かながわ信用金庫
湘南信用金庫
川崎信用金庫
平塚信用金庫
さがみ信用金庫
中栄信用金庫
中南信用金庫
横浜市信用保証協会

■ 新潟県

第四北越銀行
大光銀行
新潟信用金庫
新潟県信用金庫
長岡信用金庫
三条信用金庫
新発田信用金庫
柏崎信用金庫
上越信用金庫
新井信用金庫
村上信用金庫
加茂信用金庫
新潟県信用組合
はばたき信用組合
協栄信用組合
三條信用組合
巻信用組合
新潟大栄信用組合
塩沢信用組合
糸魚川信用組合
十日町農業協同組合
新潟県信用保証協会

■ 富山県

北陸銀行
富山銀行
富山第一銀行
富山信用金庫
高岡信用金庫
新湊信用金庫
にいかわ信用金庫
氷見伏木信用金庫
砺波信用金庫
石動信用金庫
富山県医師信用組合
富山県信用組合
富山県信用保証協会

■ 石川県

北國銀行
金沢信用金庫
のと共栄信用金庫
はくさん信用金庫
興能信用金庫
金沢中央信用組合
石川県医師信用組合
石川県信用保証協会

■ 福井県

福井銀行
福邦銀行
福井信用金庫
敦賀信用金庫
小浜信用金庫
越前信用金庫
福井県信用保証協会

■ 山梨県

山梨中央銀行
甲府信用金庫
山梨信用金庫
山梨県民信用組合
都留信用組合
山梨県信用農業協同組合連合会
山梨県信用保証協会

■ 長野県

八十二銀行
長野銀行
長野信用金庫
松本信用金庫

上田信用金庫
諏訪信用金庫
飯田信用金庫
アルプス中央信用金庫
長野県信用組合
長野県信用保証協会
長野県信用農業協同組合連合会

■ 岐阜県

大垣共立銀行
十六銀行
岐阜信用金庫
大垣西濃信用金庫
高山信用金庫
東濃信用金庫
関信用金庫
八幡信用金庫
岐阜商工信用組合
飛騨農業協同組合
飛騨信用組合
益田信用組合
めぐみの農業協同組合
岐阜県信用保証協会
岐阜市信用保証協会

■ 静岡県

静岡銀行
スルガ銀行
清水銀行
静岡中央銀行
しずおか焼津信用金庫
静岡信用金庫
浜松磐田信用金庫
沼津信用金庫
三島信用金庫
富士宮信用金庫
富田掛川信用金庫
富士信用金庫
遠州信用金庫
静岡県医師信用組合
静岡県信用農業協同組合連合会
静岡県信用保証協会

■ 愛知県

愛知銀行
名古屋銀行
中京銀行
愛知信用金庫
豊橋信用金庫
岡崎信用金庫
いちい信用金庫
瀬戸信用金庫
半田信用金庫
知多信用金庫
豊川信用金庫
豊田信用金庫
碧海信用金庫
西尾信用金庫
蒲郡信用金庫
尾西信用金庫
中日信用金庫
東春信用金庫
愛知県医師信用組合
豊橋商工信用組合
愛知県中央信用組合
愛知県信用保証協会
名古屋市信用保証協会

■ 三重県

三十三銀行
百五銀行
北伊勢上野信用金庫
桑名三重信用金庫
紀北信用金庫
三重県信用保証協会

■ 滋賀県

滋賀銀行
滋賀中央信用金庫
長浜信用金庫
湖東信用金庫
滋賀県信用組合
滋賀県信用保証協会

■ 京都府

京都銀行
京都信用金庫
京都中央信用金庫
京都北都信用金庫
京都信用保証協会

■ 大阪府

関西みらい銀行
池田泉州銀行

大阪信用金庫
大阪シティ信用金庫
大阪商工信用金庫
永和信息金庫
北おおさか信用金庫
枚方信用金庫
のぞみ信用組合

■ 兵庫県

但馬銀行
みなと銀行
神戸信用金庫
姫路信用金庫
播磨信用金庫
兵庫信用金庫
日新信用金庫
日新信用金庫
淡路信用金庫
但馬信用金庫
西兵庫信用金庫
中兵庫信用金庫
但馬信用金庫
兵庫信用組合
淡路信用組合
兵庫県信用農業協同組合連合会
兵庫県信用保証協会

■ 奈良県

南都銀行
奈良信用金庫
大和信用金庫
奈良中央信用金庫
奈良県信用保証協会

■ 和歌山県

紀陽銀行
新宮信用金庫
きのくに信用金庫

■ 鳥取県

鳥取銀行
鳥取信用金庫
米子信用金庫
倉吉信用金庫
鳥取県信用保証協会

■ 島根県

山陰合同銀行
島根銀行
しまね信用金庫
日本海信用金庫
島根中央信用金庫
島根益田信用組合
島根県信用保証協会

■ 岡山県

中国銀行
トマト銀行
おかやま信用金庫
水島信用金庫
津山信用金庫
玉島信用金庫
備北信用金庫
古備信用金庫
備前日生信用金庫
笠岡信用組合

■ 広島県

広島銀行
もみじ銀行
広島信用金庫
呉信用金庫
しまなみ信用金庫
広島市信用組合
広島県信用組合
両備信用組合

■ 山口県

山口銀行
西京銀行
秋山口信用金庫
西中国信用金庫
東山口信用金庫
山口県信用組合
山口県信用保証協会

■ 徳島県

阿波銀行
徳島大正銀行
徳島信用金庫
阿南信用金庫

■ 香川県

百十四銀行
香川銀行

高松信用金庫
観音寺信用金庫
香川県信用組合
香川県信用保証協会

■ 愛媛県

伊予銀行
愛媛銀行
愛媛信用金庫
宇和島信用金庫
東予信用金庫
川の江信用金庫
愛媛県信用保証協会

■ 高知県

四国銀行
高知銀行
幡多信用金庫
高知県信用保証協会

■ 福岡県

福岡銀行
筑邦銀行
西日本シティ銀行
北九州銀行
福岡中央銀行
福岡信用金庫
福岡ひびき信用金庫
大牟田柳川信用金庫
筑後信用金庫
筑家信用金庫
田川信用金庫
大川信用金庫
遠賀信用金庫

■ 佐賀県

佐賀銀行
佐賀共栄銀行
唐津信用金庫
佐賀信用金庫
伊万里信用金庫
九州ひびき信用金庫
佐賀東信用組合
佐賀西信用組合
佐賀県信用保証協会

■ 長崎県

十八親和銀行
長崎銀行
たちばな信用金庫
長崎三菱信用組合
西海みづき信用組合
長崎県信用保証協会

■ 熊本県

肥後銀行
熊本銀行
熊本信用金庫
熊本第一信用金庫
熊本中央信用金庫
天草信用金庫
熊本県信用組合

■ 大分県

大分銀行
豊和銀行
大分信用金庫
大分みらい信用金庫
日田信用金庫
大分県信用組合
大分県信用保証協会

■ 宮崎県

宮崎銀行
宮崎太陽銀行
宮崎第一信用金庫
延岡信用金庫
高鍋信用金庫
宮崎県信用保証協会

■ 鹿児島県

鹿児島銀行
南日本銀行
鹿児島信用金庫
鹿児島相互信用金庫
奄美大島信用金庫
鹿児島興業信用組合
鹿児島県信用保証協会

■ 沖縄県

琉球銀行
沖縄銀行
沖縄海邦銀行
コザ信用金庫
沖縄県信用保証協会



『TKCモニタリング情報サービス通信』Vol.51

発行日 令和4年6月29日

発行所 株式会社 **TKC** SCG営業本部
東京都新宿区揚場町2-1 軽子坂MNビル5F

本誌に関するお問合せ(部数追加・送付先変更等)

TEL : 03-3267-0622(金融機関専用ダイヤル)

E-MAIL : fintech.banks@tkc.co.jp

担当 : 酒井・関口・井上・東城